

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○ 国際通貨基金協定（昭和二十七年条約第十三号）（抄）

第三条 割当額及び出資

第一項 割当額及び出資額の払込み

各加盟国は、特別引出権で表示される割当額を割り当てられる。連合国通貨金融会議に代表された加盟国で千九百四十五年十二月三十一日前に加盟国の地位を受諾するものの割当額は、付表Aに掲げる額とする。その他の加盟国の割当額は、総務会が定める。各加盟国の出資額は、当該加盟国の割当額と同額とし、全額を適当な寄託所において基金に払い込む。

第二項（第四項）（略）

第十二条 組織及び運営

第一項・第二項（略）

第三項 理事会

(a) 理事会は、基金の業務を運営する責任を有し、このため、総務会から委任されたすべての権限を行使する。

(b) (c)の規定が適用される場合を除くほか、理事会は、専務理事を議長とし、加盟国が選出する二十人の理事によつて構成する。

(c) 総務会は、理事の各定期選挙のため、総投票権数の八十五パーセントの多数により、(b)に定める理事の数を増加させ、又は減少させることができる。

(d) 理事の選挙は、総務会が採択する規則に従つて、二年ごとに行う。この規則は、二以上の加盟国が同一の候補者に投ずることができる票の総数についての制限を含む。

(e) 各理事は、不在のときに自己に代わつて行動する完全な権限を有する一人の理事代理を任命する。ただし、総務会は、一定数を超える加盟国により選出された理事が二人の理事代理を任命することができるようにするための規則を採択することができる。この規則は、採択された場合には、理事の定期選挙との関連においてのみ修正することができるものとし、また、二人の理事代理を任命した理事が、(i)自己が不在であり、かつ、当該二人の理事代理が出席しているときに、自己に代わつて行動する一人の理事代理及び(ii)(f)の規定に基づいて自己の権限を行使する一人の理事代理を指名することを要求する。理事代理を任命した理事が出席しているときは、当該理事代理は、会合に参加することはできないが、投票することはできない。

(f) 理事は、後任者が選任されるまでの間在職する。理事の職が任期の満了前九十日を超える期間空席となつた場合には、前任の理事を選出した加盟国は、残任期間のため新たな理事を選挙する。その選挙には、投じられた票の過半数を必要とする。理事の職が空席となつている間は、前任の理事の代理は、代理を任命する権限を除くほか、前任の理事の権限を行使する。

- (g) 理事会は、基金の主たる事務所で常にその職務を行い、基金の業務の必要に応じて会合する。
- (h) 理事会のいかなる会合においても、総投票権数の二分の一以上を有する過半数の理事が出席していなければならない。
- (i) 各理事は、自己の選出のために算入された票数の票を投ずる資格を有する。
- (ii) 第五項(b)の規定が適用される場合には、その適用がない場合に理事が投ずる資格を有する票の数は、これに応じて増加され、又は減少される。理事が投ずる資格を有する全ての票は、一括して投じなければならない。
- (iii) 第二十六条第二項(b)の規定に基づき加盟国の投票権の停止が解かれる場合には、その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票をある理事が投ずることを、その理事を選出した全ての加盟国と合意することができる。ただし、当該停止の期間中に理事の定期選挙が行われなかつたときは、その加盟国が当該停止の前にその選出に参加した理事又は付表L3(c)(i)の規定若しくは(f)の規定に従って選出されたその後任者は、その加盟国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する。その加盟国は、自国に割り当てられた票数の票を投ずる資格を有する理事の選出に参加したものとみなす。
- (j) 総務会は、加盟国が自国の行つた要請又は自国に特に関係のある事項について審議が行われている間理事会の会合に出席する代表者一人を送ることができるようにする規則を採択する。

第四項（第八項）（略）

○ 国際復興開発銀行協定（昭和二十七年条約第十四号）（抄）

第五条 組織及び運営

第一項（第三項（略））

第四項 理事会

- (a) 理事会は、銀行の一般的業務を運営する責任を有し、このため、総務会から委任されたすべての権限を行使する。
  - (b) 理事は、十二人とし、総務であることを必要としない。そのうち、
    - (i) 五人は、最大の株式数を有する五加盟国が各一人を任命する。
    - (ii) 七人は、(i)に掲げる五加盟国が任命した総務以外のすべての総務が附表Bに従って選挙する。
- 本項(b)の適用上、加盟国とは、原加盟国であると第二条第一項(b)に従って加盟国となつたとを問わず、附表Aに掲げる国の政府をいう。その他の国の政府が加盟国となつたときは、総務会は、選任されるべき理事の数を総投票権数の五分の四の多数により増加することができる。

理事は、二年ごとに任命され、又は選任される。

- (c) 各理事は、不在のときに自己に代つて行動する完全な権限を有する代理を任命する。代理を任命した理事が出席しているときは、代理は、会合に参加することはできるが、投票することはできない。
- (d) 理事は、後任者が任命され、又は選任されるまで在職する。選任された理事が任期終了前九十日をこえて欠員となつたときは、前任理事を選挙した総務は、残任期間のため別の理事を選挙する。選任は、投票の過半数を必要とする。欠員の間は、前任理事の代理は、代理を任命する権限を除く外、理事の権限を行使する。
- (e) 理事会は、銀行の主たる事務所で常にその職務を行い、銀行の業務の必要に応じて会合する。
- (f) 理事会の会合の定足数は、理事の過半数で投票権数の二分の一以上を行使するものとする。
- (g) 各任命理事は、本条第三項に基いて各自を任命した加盟国に割り当てられた票数を投票する資格を有する。各選任理事は、各自の選出のために算入された票数を投票する資格を有する。理事が投票する資格を有する票数は、すべて一括して投票しなければならぬ。
- (h) 総務会は、規則を採択することによつて、前記の(b)に基いて理事を任命する資格がない加盟国が、自国の行つた要請又は自国に特に関係がある事項について審議が行われている間理事会の会合に出席する代表者一人を送ることができるようにする。
- (i) 理事会は、有益と認める委員会を任命することができる。委員会の委員は、総務若しくは理事又はそれらの代理に限る必要はない。

第五項（第十四項（略））